

家畜衛生情報

ランピースキン病ワクチン接種開始に伴う 米国向け輸出牛肉への対応（続報）

令和6年12月10日付け農林水産省消費・安全局動物衛生課長及び畜産局食肉鶏卵課長から、以下の内容についてお知らせがありましたので、ご了解、ご対応ください。
※現在、ワクチン接種を実施している県は、福岡県のみです。

対応内容

1. 生産者による対応

- (1) ワクチンを接種した生産者は、家畜保健衛生所（福岡県）からワクチン接種証明書を受領し、当該牛の取引・移動・出荷時には必ず取引・移動・出荷先に本証明書を受け渡すこと。なお、ワクチン接種証明書を紛失した場合は、直ちに都道府県の担当窓口へ報告し、再発行を依頼すること。
- (2) 肥育農家（出荷元農家）は、米国認定施設へワクチン接種県（福岡県）由来牛を出荷しないこと。そのため、個体識別情報検索サービスを活用し、個体識別番号に紐づく飼養歴に基づいて、出荷する牛がワクチン接種県（福岡県）由来牛ではないことを確認すること。
- (3) 肥育農家（出荷元農家）は、(2)の確認後、と畜予定牛リストを作成し、原則、出荷の前日までに、紙面又は電子データで米国認定施設へ提出すること。
- (4) 肥育農家（出荷元農家）は、米国認定施設より、と畜予定牛リストにワクチン接種県（福岡県）由来牛が含まれていた旨の連絡を受けた場合は、当該牛を米国認定施設へ出荷しない措置をとり、と畜予定牛リストを修正し、米国認定施設へ再提出すること。
- (5) 肥育農家（出荷元農家）は、牛を米国認定施設へ出荷する際、積込前に車両を洗浄・消毒すること。また、ワクチン接種牛を当該車両に同乗させないこと。

2. 家畜市場による対応

繁殖農家等からワクチン接種証明書を受け取った際は、当該牛の購買者に確実に受け渡すこと。

3. 家畜商による対応

- (1) ワクチン接種牛を購入した際は、ワクチン接種証明書を家畜市場等から受け取り、ワクチン接種牛を家畜市場等で取引する時又はと畜場へ出荷する時はワクチン接種証明書を家畜市場、取引先の農家又はと畜場など移動先へ確実に受け渡すこと。
- (2) 牛を米国認定施設へ出荷する場合、積込前に車両を洗浄・消毒すること。また、ワクチン接種牛を当該車両に同乗させないこと。

※米国認定施設（岐阜県内では飛騨食肉センター＜飛騨ミート農業協同組合連合会＞が該当）

令和6年11月6日以降、福岡県の18農場（乳用16農場、乳用・肉用1農場、肉用1農場）、熊本県の2農場（乳用1農場、乳用・肉用1農場）で本病の発生が確認されています（令和6年12月12日現在）。

【本病を疑う異状を認めた場合】

疑わしい牛の隔離、生きた牛等の移動の自粛。速やかに、獣医師、家畜保健衛生所までご連絡ください。



ランピースキン病に関する情報
農林水産省

岐阜県中央家畜保健衛生所

岐阜市柳戸1-1 TEL:(058)201-0530 FAX:(058)201-0531

E-mail: c24502@pref.gifu.lg.jp

休日・平日の時間外の緊急連絡はTEL:090-7024-5269まで

